

題目	景観行政団体における景観法の運用状況に関する分析		
氏名	菊谷 雅和	(学籍番号 07V052)	指導教員 吉川 耕司

1. 研究の目的

景観行政団体とは、景観法により定義される行政機関である。政令指定都市又は中核市にあってはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定と都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域に当たっては、それらの市町村が景観行政団体となる。そして、景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。

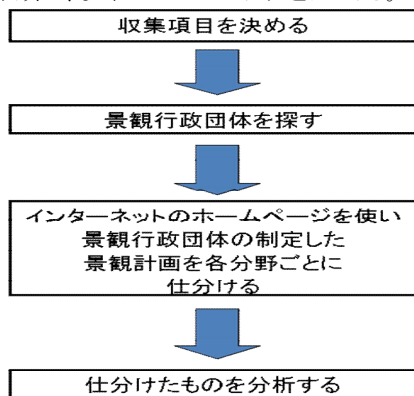
本研究では、景観計画を制定している景観行政団体の特性を分析し、景観計画を運用している地方自治体の現状を把握することにより、景観法の運用に関しての今後の課題について考察する。

2. 研究の意義

景観行政団体の現況を把握することで、現行法の円滑な運用に寄与することが研究の意義である。すなわち、景観法に示された目的である、「日本の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする」(景観法第1条)への合致を判断基準としている。

3. 研究の手順

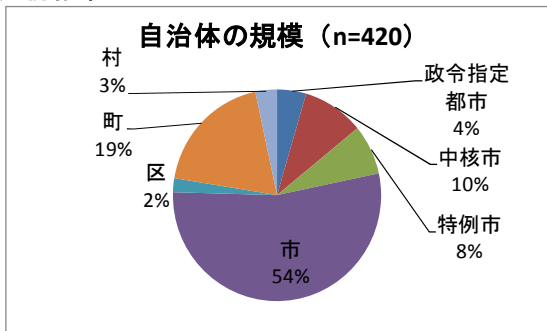
研究の手順は、以下のフローに示す通りである。



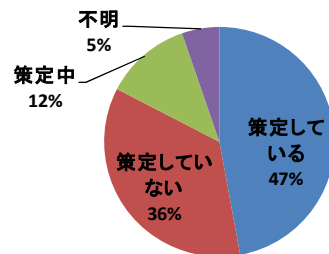
4. 情報収集の項目

これについては「機関」、「規制」、「その他」に分類した。機関としては自治体の規模や担当部署の有無、景観協定・景観整備機構・景観協議会の有無、規制としては野外広告等の有無や景観重要建築物・樹木・公共施設の有無などがあり、その他としては景観行政団体が重視している景観形成の分野がこれにあたる。

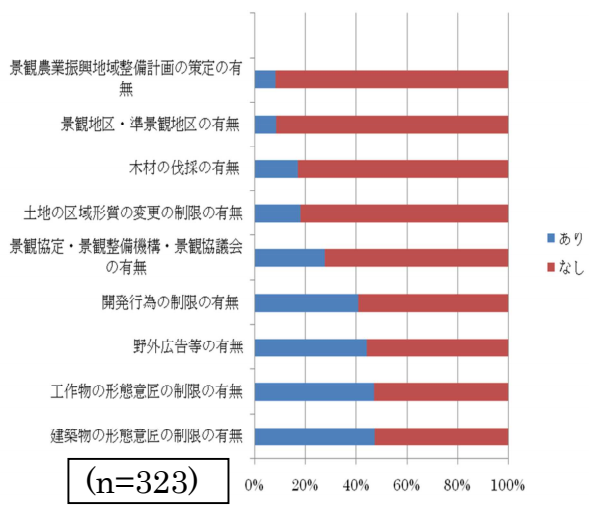
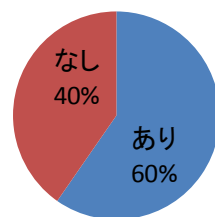
5. 分析結果



景観計画の策定の状況 (n=420)



担当部署の有無 (n=399)



まず、景観行政団体の自治体の規模は、市が半数以上占めていて、その中で重視している景観の分野は、なしという答えがあり、次いで自然環境の保全であった。

次に、担当部署の有無に関しては、6割の景観行政団体が担当部署を設置していることがわかった。

さらに、景観農業振興地域整備計画や景観地区・準景観地区を策定、設定している団体は1割に満たない状況であり、これに対し、建築物の形態意匠の制限や、工作物の形態意匠の制限や野外広告等の制限が多く、景観行政団体に実施されていることが明らかとなった。

6. 考察

全体を通じ、人の目に見えやすいところは制限や規制をしているものの、それ以外については、積極的に制限や規制を設けようとするスタンスをとる団体は少ないことが読み取れる。

景観法の意義を十分に把握したうえで、今後さらに積極的かつ網羅的な制度整備を行っていくことが求められよう。

